

(案)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

名 称	位 置	面 積	備 考
産業廃棄物処理施設 (木くず又はがれき類の破 砕施設)	大阪府 大阪市 此花区 常吉 二丁目 2番 112	3,715.54 m ²	処理能力 (一日あたり) がれき類の破碎施設 ガラスくず、がれき類の破碎 492 t

理 由

木くず又はがれき類の破碎施設であり、産業廃棄物の減量化を図るとともに、資源として再利用し、循環型社会の形成に寄与するため、建築基準法第 51 条のただし書きの規定により、産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について許可しようとするものである。

(参 考)

産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物の概要は次のとおりである。

名 称	産業廃棄物処理施設				
位 置	大阪府大阪市此花区常吉二丁目 2 番 112				
敷地面積	3,715.54 m ²				
地域地区	工業専用地域 (建蔽率 10 分の 6、容積率 10 分の 20) 建築基準法第 22 条区域、大阪港臨港地区 (工業港区)				
施設 の 概 要	主要用途	産業廃棄物処理施設 (木くず又はがれき類の破碎施設)			
	建 築 物	建築物用途	がれき類処理棟	事務所	合計
		建築面積 (m ²)	855.93	14.63	870.56
		延べ面積 (m ²)	855.93	9.81	865.74
		構造・階数	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 2階建	—
	処理能力	がれき類の破碎施設 ガラスくず、がれき類の破碎			492 t / 日
	最終処分方法	再生資源として活用するほか、再度処理委託をする。			
	備 考				

(5 ~ 7 頁図面参照)